

令和 3 年度

倫理法人会 活動方針書

令和3年度 活動計画立案に関する資料について

「令和3年度倫理法人会活動方針書」「活動計画書」（都道府県・地区・正倫理法人会・準倫理法人会）は、都道府県事務局のR.link内にExcelまたはWordデータがございますのでご活用ください。尚、「講師派遣依頼書」も、R.linkより常時入手可能です。

【活動方針書】 文書管理＞法人局＞01.事務局関係＞『令和3年度倫理法人会活動方針書』＞

『令和3年度倫理法人会活動方針書』

【活動計画書】 文書管理＞法人局＞01.事務局関係＞『令和3年度倫理法人会活動方針書』＞

「令和3年度活動計画書」

【講師派遣依頼書】 文書管理＞法人局＞01.事務局関係＞09.講師派遣依頼書

目 次

■ 倫理研究所の目的	1
■ 倫理法人会憲章	2
■ 令和3(2021)年度 倫理研究所事業方針	3
■ 令和3年度 倫理法人会活動方針	4
■ 令和3年度 倫理法人会活動の重点	5
I. 8万社体制へのスタート	5
II. 都道府県における運営の強化	7
III. 単位倫理法人会における運営の強化	10
IV. 教育の充実	12
V. 富士教育センター 各種企業セミナー	14
VI. 事務局体制	15
VII. 禁止事項	17
VIII. その他の事項	18
■ 倫理法人会組織図	20
■ 令和3年度 法人スーパーバイザー(SV)一覧	21
■ 令和3年度 法人アドバイザー(AD)一覧	22
■ 普及活動のあり方	23
■ 都道府県別人口と企業数	24
■ 会費の使途	25
■ 【R.linkでダウンロードできる主なもの】	26
■ 主要行事と出席対象者	27
■ 令和3年度 主要行事	28

倫理研究所の目的

第4条 この法人は、倫理の研究ならびに実践・普及により、生活の改善、道義の昂揚、文化の発展を図り、もって民族の繁栄と人類の平和に資することを目的とする。
これがため、次の信条を掲げ実践の目標とする。

- (1) 我等は、喜んで苦難に当たり、進んで己の本分を完くいたします。
- (2) 我等は、一宗一派に執せぬ高き信仰と、道義の実践とを、生活の両翼といたします。
- (3) 我等は、まず和やかな家庭をつくることを、実行の第一歩といたします。
- (4) 我等は、日本文化の本質を明らかにし、世界の文化を摂取して、生活の向上に努めます。
- (5) 我等は、人を愛して争わず、世界の平和に貢献いたします。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 純粋倫理ならびに倫理文化の研究
- (2) 家庭倫理の普及
- (3) 企業倫理の普及
- (4) 各種セミナーの開催
- (5) 出版物等の刊行ならびにその普及
- (6) 書道・短歌等の文化活動
- (7) 地球倫理の推進
- (8) 教育施設の設置ならびに維持運営
- (9) 教育および研究の支援
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

「定款」第2章 目的及び事業 より抜粋

倫理法人会憲章

倫理法人会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粹倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とした団体である。

これがため以下の「活動指針」と「会員心得」を掲げる。

〔倫理法人会 活動指針〕

1. 倫理の学習と実践の場を提供し、よりよい生活習慣とゆたかな人間性をそなえたリーダーを養成する。
2. 深く家族を愛し、篤く祖先を敬い、なごやかでゆるぎない家庭を築く人を育てる。
3. 「明朗」「愛和」「喜働」の実践により、躍動する職場づくりを推進する。
4. 愛と敬と感謝の経営をめざす会員の輪を拡げ、各種の活動をとおして地域社会の発展に寄与する。
5. 自然を畏敬・親愛し、「地球人」たる自覚を深め、環境の保全と美化に貢献する。

〔倫理法人会 会員心得〕

1. 朗らかに働き、喜びの人生を創造します。
2. 約束を守り、信頼の輪をひろげます。
3. 人を愛して争わず、互いの繁栄をねがいます。

令和 3 (2021) 年度 倫理研究所事業方針

世界各国は大変動の荒波に揉まれながら、海図のない航海に乗り出している。突如発生した感染症のパンデミック(世界的流行)は、その混迷に拍車をかけることとなった。難題を克服して新たな人類文明を創造する道のりは険しく、変革や反転には痛みも伴う。しかしそれを成し遂げなければ、人類の未来はない。

創始から75年となる今年度は、引きつづき「地球倫理の推進」と「日本創生」を二大スローガンに掲げ、誇りある日本文化の自覚と発信、「共尊共生」の理念の実現を目指す。日常的には、純粹倫理を正しく学んで実践に励み、家庭や職場など共同体における連帯の絆を強化し、同士の輪を広げ、各々の自己変革と、地域及び日本の活力向上に資する諸事業を積極的に展開していく。

個人会員組織の家庭倫理の会では、これまでの方針を踏まえ、「根を広げ、花を咲かせる」をモットーに、創意工夫を凝らした諸活動を通して純粹倫理を伝え、各地域の健全な家庭づくりに貢献する。また文化活動としては、書道と短歌の創作を通じて家族の絆をより深め、指導資格認定者の養成と支苑の充実をはかる。

倫理法人会の誕生から40年を迎える法人会員組織は、国内10万社実現に向けた「拡充」路線を踏襲し、堅実な普及活動による確実な成果を上げ、国内8万社体制を目指し、新たな5ヵ年計画に着手する。また、会員の経営力の向上に資する学習と実践を充実せしめ、講師陣の実力アップをはかり、併せて事務局運営の効率化を推し進める。

富士高原研修所は、「いのちとつながり」をテーマとして各種セミナー等を開催し、富士山麓の豊かな自然環境に囲まれた秀逸の建築空間を舞台に、受講者の心身浄化と生活実践力の向上を力強くサポートする。

研究センターは、専門研究者を中心とした研究体制のもとで、純粹倫理、日本文化、倫理文化等の研究に専念し、成果を内外へ発信する。また、創始75周年を記念したシンポジウム「心と体」を開催する。

国際部門は、関係各国との連携を強化し、国情に応じた倫理普及、および地球倫理の実践活動を推進する。また、純粹倫理をベースとした各種出版物の刊行、メディア及びインターネットを活用した倫理運動の認知度向上を図る広報宣伝、行政機関や他団体との渉外活動を積極的に進め、危機管理体制の強化にも努める。

そのほか沙漠緑化、教育支援、研究助成、「地球倫理推進賞」「しきなみ子供短歌コンクール」等の対外的公益事業も引き続き進める。さらに創始75周年の記念事業・記念行事を計画通りに遂行し、本部ビル隣接地に建設される新施設の活用も進めていく。

令和3年度 倫理法人会活動方針

第一号の千葉県倫理法人会誕生から40年を迎える今年度は、倫理経営を基盤とした「経営力」を高めようとする会員の増大を図り、日本創生に寄与貢献する経営者団体として「拡充」路線を踏襲し、国内10万社実現に向けた堅実な普及活動による確実な成果を目指す。

まずは、8万社体制確立5ヵ年計画を立案し、2025年（令和7年度末）倫理運動創始80年と倫理法人会創設45年には、8万社を達成し、ゆるぎない10万社体制を実現可能な距離に引き寄せる。

2020年11月20日から21日にかけて、過去を寿ぎ、これを祝い、関係各位への感謝を捧げるとともに、現実を直視して未来に向かう「倫理運動創始75周年 - 全国倫理法人会代表者大会-（仮称）」を開催する。

2月の中間目標と8月の年度目標を確実に達成するため「方面会」を開催し、年間を通じた普及活動で質実堅固な体制へと導く。

役職者育成の体制強化のため、令和4年度から実施する委員会制度の部分的改変で、より現実に則した組織へと移行するための諸準備を行なう。

教育業務部は、法人局講師陣の能力向上に努める。加えて倫理経営インストラクターの倫理指導力強化のため教育に力を注ぐ。17年を迎えた倫理経営の模範企業を証する「倫理17000」認定制度の充実を図る。また、事務局運営の効率化を推し進める。

国際事業部と連携し、台湾、アメリカ、ブラジルの活動基盤の安定充実と人材育成に努める。

令和3年度 倫理法人会 スローガン

企業に倫理を

職場に心を

家庭に愛を

希望を高く 掲げよう

自ら動こう 8万社！

新たな時代を 突き進もう！

令和3年度 倫理法人会活動の重点

I. 8万社体制へのスタート

- ① 11月に「倫理運動創始75周年 - 全国倫理法人会代表者大会（仮称）-」を開催し、8万社に向かう契機とする。
- ② 2月に「方面会」を開催し、新5ヵ年計画への取り組みと年度目標達成に向けた決意を固める。
- ③ 6～8月に「年度目標達成行事」を都道府県毎に開催する。

1. 拡充の更なる推進

（1）8万社体制へ

10万社を目指すプロセスとして2025年8月までに8万社を達成する。都道府県は5ヵ年計画を策定して目標を達成する。また、2月の中間目標を必達すべく年度上半期にも普及の山場を設ける。

（2）支援体制の強化

都道府県主要役職者は、各单位倫理法人会の状況を考慮し、更なる活性充実を図る。特に100社未満の単位倫理法人会に関しては、地域事情や人材育成等に鑑み、具体的な支援計画の立案・実施を図る。

また、少人数であっても新入会員オリエンテーションの開催、会員企業訪問を行なうなど、会員満足度を高める。

2. 組織の充実・強化

（1）設立・開設

- ①分封等、新たな単位倫理法人会を設立・開設する場合は、都道府県の方針を受けて、維持・運営等の将来性を十分に考慮し、方面長に相談の上決定する。
- ②決定後、方面長に相談の上、単位倫理法人会役職者の選出、設立・開設日の設定、経営者モーニングセミナー会場の選定を行ない、着実な普及を展開する。
- ③設立・開設日の1ヵ月前までに「倫理法人会設立・開設認可願」「倫理法人会役職者名簿」「倫理法人会会員一覧表」を方面長宛に提出し、会員登録を完了する。

（2）単位倫理法人会

- ①100社以上の資格を満たしている場合は、更なる活性充実を目指す。
- ②設立後、100社を割っている場合は、資格復帰を最優先に取り組む。
- ③8月の締日時時点で50社未満になった場合、次年度は準倫理法人会へ降格とする。

*『倫理法人会規程』参照

(3) 準倫理法人会

- ① 準倫理法人会は正倫理法人会設立のための試行組織である。従って開設日より2年以内に100社以上の正倫理法人会設立を目標とする。
- ② 2年以内に正倫理法人会として設立できない場合は、方面長及び都道府県会長、当該単位倫理法人会役職者と十分に協議し、統廃合等の対応を検討する。

*『倫理法人会規程』参照

(4) 倫理研究所からの講師派遣と贈呈品

① 講師派遣

各単位倫理法人会の事情や状況を考慮し、単位倫理法人会の活性充実を目的とした計画的かつ柔軟な講師派遣を行なう。

② 贈呈

- ・全役職者へ『2021 実践手帳』を贈呈する。
- ・全会員へ「2021 標語カレンダー」を贈呈する。(令和2年9月18日(金)時点の在籍口数分)
- ・新入会員へ『万人幸福の栞』『倫理法人会憲章』『倫理法人会バッジ』を贈呈する。
- ・現役会長バッジは引継ぎ制とし、歴代会長には「歴代会長バッジ」を贈呈する。

(5) 海外への普及と活動

① 台湾

設立5周年を迎える「アジア台湾企業倫理促進会」は、組織的自立を果たすべく運営の強化充実と、台湾における倫理経営模範企業の増強を図る。更には同会の中長期目標であるアジア普及の中核となるべく、計画性をもって人材育成を図ると共に倫理経営に関する情報等を提供する。

② 米国

「カリフォルニア州倫理法人会」は、二箇所の単位倫理法人会の人材育成および組織の拡充を図ると共に、新たな拠点開発を目指す。また、地元メディアを活用し倫理経営の浸透に力を注ぐ。

③ ブラジル

二拠点目となる「カンピーナス倫理法人会」の設立に伴い組織を改変した「サンパウロ州倫理法人会」は、人材の発掘・育成及び拡充を図る。

Ⅱ. 都道府県における運営の強化

1. 年間活動計画

(1) 年間活動計画

倫理研究所の事業方針及び倫理法人会活動方針に基づき活動計画を立案する。各行事は内容をよく検討し、開催日程は倫理研究所と法人局主要行事を確認し「活動計画書」に明記する。なお、倫理研究所からの講師派遣を伴う諸行事は、毎月 20 日までに実施できるよう計画する。「活動計画書」に記載のない行事は、企画前に必ず方面長に相談する。

年度後半（原則として7～8月）に、都道府県と単位倫理法人会の全役職者を対象に倫理法人会の目的や倫理法人会活動を推進する役職者としての自覚と知識を深めることを目的とした「役職者基礎研修」を企画・実施する。研修時間は2時間以上とする。講師については方面長と協議のうえ決定する。

(2) 役員会・地区役員会・企画会

都道府県倫理法人会は、毎月、役員会・企画会、必要に応じて委員会等を開催する。

会議では、連絡・報告を密にし、協議並びに審議を円滑に行なう。地区制を敷いているところは、都道府県の方針に則り、地区役員会を開催する。

- ①会議は、倫理法人会活動を円滑に運営させることを目的に開催する。
- ②原則として月の月上旬に開催し、開催日を都道府県および単位倫理法人会の「活動計画書」に明記する。
- ③出席対象者は『倫理法人会活動マニュアル』に準ずるが、必要に応じて方面長と相談し、出席対象者を定めて会議を行なうこととする。
- ④協議は必ず記録をとり、最後に決定事項を確認し議事録を作成する。
- ⑤議事録は、方面長・都道府県役員会出席対象者が必要に応じて閲覧できるよう、事務局に保管する。
- ⑥「会計報告」は毎月、「監査報告」を年3回以上行ない、会運営の健全化と透明化を図る。

* 『倫理法人会規程』『倫理法人会役職者規程』『倫理法人会活動マニュアル』参照

(3) 堅固な組織作りを目指した目標設定

- ①各単位倫理法人会の状況を鑑み、都道府県の年度目標を設定する。
- ②年度目標を見据えて、上半期を終える2月19日（金）以前に中間目標を設定し、「活動計画書」に明記する。
- ③2月に開催する「方面会」にて成果やプロセスの発表を行なう。

(4) 周年行事など特別な行事の講師派遣

周年行事などを開催する場合、企画前に方面長に相談の上「講師派遣依頼書」を提出する。

周年行事は、原則として10年毎は理事長、5年毎は局長が参加する。開催方式等は方面長と十分に打ち合わせのうえ実施する。

* 『倫理法人会活動マニュアル』参照

(5) 会長経験者の交流会

- ①都道府県および単位倫理法人会会長経験者の交流会を行なう。
- ②年1～2回、都道府県の現会長、歴代会長、法人スーパーバイザー、法人アドバイザーを対象に交流会を開催する。
- ③交流会等の行事を開催する場合、都道府県会長主導とする。

(6) 理事長研修

丸山敏秋理事長による「理事長研修」を必要に応じて都道府県ごとに開催する。

- ①対象は、都道府県倫理法人会、単位倫理法人会の役職者とする。
*入会半年が過ぎた次期役職の候補者はオブザーバーとして出席できる。
- ②都道府県の役員会とは別の日程で開催することを原則とし、併催を希望する場合は、事前に方面長に相談する。

2. 委員会 ※令和4年度より、委員会の再編を実施する。

(1) 委員会活動

- ①都道府県には「普及拡大」「モーニングセミナー」「研修」「朝礼」「広報」「女性」「青年」の各委員会を設置し、中間目標や年度目標を念頭において委員会活動を行なう。
- ②都道府県の各委員会は単位倫理法人会の諸活動を活性化させ、各委員会と連携をとって会員普及につなげる。
- ③各委員会は必要に応じて会議を開催する。
- ④年間予定行事以外、役員会で承認を得ていない突発的な行事は開催しない。

*『倫理法人会役職者規程』『倫理法人会活動マニュアル』参照

(2) 各種委員会

◆普及拡大委員会

- ①都道府県会長・幹事長と連携し、各单位倫理法人会の普及意欲を喚起し普及活動を強力に推進する。
- ②中間目標と年度目標達成のため「普及活動のあり方」(23頁)を参照し、活動計画の立案と推進を行なう。
- ③新拠点開発、分封、資格復帰、会員定着率の向上等の普及活動が予定通り進行するよう情報交換と具体的な対策を企画・立案する。

◆モーニングセミナー委員会

- ①経営者モーニングセミナーの活性化を図る。
- ②『経営者モーニングセミナー マニュアル』(H30年度改訂版)に則って運営を推進する。
※H30年度改訂版『経営者モーニングセミナー マニュアル』はR.linkの[文書管理>法人局>事務局関係>05.マニュアル関係>倫理法人会マニュアル集]から引き出すことが出来る。
- ③当該倫理法人会の出席社数の目標を設定し、増大を図る。

◆研修委員会

- ①会員の純粋倫理の体得、役職者の意識向上のため、各種研修の内容充実・活性化を図る。
- ②新入会員オリエンテーションや役職者基礎研修の企画・運営・動員を行なう。
- ③富士教育センターにおける企業向けセミナーの受講を推進する。
- ④「七つの原理」の学習会や『万人幸福の栞』の学習会を企画・実施する。
- ⑤ 体験事例を発表する「事業体験報告会」「実践報告会」等を企画・実施する。

◆朝礼委員会

- ①『職場の教養』を活用した「活力朝礼」実施企業数の目標を設定し増大を図る。
- ②朝礼委員対象の「朝礼基本マスター研修」を開催する。
- ③各单位倫理法人会、もしくは、地区主催の会員企業を対象とした「朝礼研修」の開催を推進する。研修は「朝礼基本マスター研修」を受講した朝礼委員が講義・実習を担当する。
- ④「活力朝礼コンテスト」「朝礼発表会」などを必要に応じて開催し、活力朝礼のさらなる浸透に努める。また「終礼」実施を促進する。

◆広報委員会

- ①地域・行政に対して倫理法人会の活動を的確にPRする。
- ②ホームページなどの充実を図る。
※R.link「ホームページガイドライン」参照
- ③倫理研究所の依頼に応じて『倫研新報』『Rinri Network』等に寄稿する。

◆女性委員会

- ①女性経営者並びに経営者夫人を対象としたセミナー等を開催し、親睦の輪を拡げる。
- ②都道府県や単位倫理法人会が開催する諸行事への参加とこれをサポートする女性層を充実させる。

◆青年委員会

- ①若手経営者や後継者を対象とした活動を推進する。
- ②若手経営者や後継者を対象とした各種セミナーや行事を企画・実施し、次代の役職者候補の発掘と育成に努める。
- ③必要に応じて、若手経営者や後継者を対象とした親睦を図る行事を企画・開催し、連帯連携の輪を拡げ、これを強化する。

Ⅲ. 単位倫理法人会における運営の強化

1. 年間活動計画等

都道府県の活動方針に基づき活動計画を立案する。各行事は内容をよく検討し、開催日程は倫理研究所と法人局主要行事・都道府県の行事を確認し「活動計画書」に明記する。なお、倫理研究所からの講師派遣を伴う諸行事は、毎月 20 日までに実施できるよう計画する。予定外の行事については、決定する前に必ず幹事長または地区長に相談する。

①年間行事

「経営者の集い」の開催月と「倫理経営講演会」の開催月日を決める。状況に応じて分封、周年行事等は事前に都道府県役員会に諮る。突発的行事は控える。

②普及活動計画

都道府県と協議し年度目標とともに、2月に中間目標を設定する。100社以上の単位倫理法人会は資格維持につとめ、さらなる拡充を図る。100社未満の単会は、着実な進捗による資格復帰を目指す。

2. 役員会

- ①会議は、単位倫理法人会活動を円滑に運営させることを目的に開催する。
- ②原則として、都道府県役員会終了後、上旬に開催する。
- ③事前に出欠確認を行ない、出席率を高める（欠席の場合は届出をする）。
- ④協議は必ず記録をとり、最後に決定事項を確認し議事録を作成する。
- ⑤議事録は、出席対象者が必要に応じて閲覧できるよう、事務局に保管する。
- ⑥「会計報告」は毎月、「監査報告」を年3回以上行ない、会運営の健全化と透明化を図る。

3. 経営者モーニングセミナー

- ①『経営者モーニングセミナー マニュアル』（H30年度改訂版）通りに実施運営する。
- ②動員計画（未会員を含む）を立案し、出席社数と出席者数の増加を図る。
- ③会員スピーチの充実に努め、倫理実践を喚起する。
- ④在籍会員数の30%以上を動員目標とする。

*『経営者モーニングセミナー マニュアル』参照

<表彰>①参加社数部門 ②参加率部門

※ 正倫理法人会（100社以上）で、原則月3回以上経営者モーニングセミナーを開催しているところを対象に、以下の項目で月間は1位のみ、年間は1～3位を表彰する（年間表彰は年度内12ヵ月連続して正倫理法人会（100社以上）の条件を満たしていること。尚、自然災害等により開催できない場合は別途考慮する場合がある）。

[算出方法]

$$\textcircled{1} = \frac{\text{当該単位倫理法人会月間参加合計社数}}{\text{MS 開催数}} \quad \textcircled{2} = \frac{\text{左記}\textcircled{1}}{\text{前月締め(19日)在籍会員数}}$$

※ ②の年間表彰は、在籍会員の年間平均を分母とする(令和2年7月～令和3年6月)。

4. 倫理経営基礎講座

役職者を対象に開催し、役職者としての自覚を深めるとともに純粹倫理の理解と実践力の向上を図る。なお、次期役職の候補者も参加可能とする。

- ①開催時間は 60 分とする。
 - ②日程は開催月 2 ヶ月前に法人局より連絡する。
 - ③講師は倫理研究所より派遣する。
 - ④受講者は『倫理経営基礎講座テキスト』『万人幸福の栞』を携行する。
 - ⑤「経営者の集い」の充実を図るため、「倫理経営基礎講座」を開催しない月もある。
- ※テキストが不足した場合は、都道府県事務局で集約し、所定用紙で法人局教育業務部宛に申し出る。

5. 経営者の集い

- ①未会員や活動に参加していない会員が倫理経営の実践体験を学ぶ機会として「経営者の集い」を積極的に開催する。
- ②未会員を含めた動員目標を設定し、終了後は未会員が入会するよう綿密なフォローを行なう。
- ③開催回数(年 5 回以内・11 月～7 月)については「活動計画書」の「経営者の集い」の欄に○印を記入する。
- ④派遣通知を受けたら、「倫理経営基礎講座」等と重複しないよう、法人レクチャーと日程の打ち合わせを行なう。
- ⑤終了後は、「令和 3 年度経営者の集い開催報告書」を方面長宛に FAX で送信する。

6. 自主開催のセミナー

- ①企画前より方面長に相談し、倫理研究所派遣以外の講演者招聘する場合、「講師料」「出演料」を確認して費用対効果も考慮する。
- ②インターネット等で講師プロフィール（職業・略歴）を事前調査して役員会で承認を得てから依頼する。

7. 倫理経営講演会

- ①令和 3 年度倫理経営講演会テーマ

- ②未会員へ倫理経営をアピールする行事と位置づけ、広く地域の経営者に呼びかける。
動員目標は 100 名（未会員を含む）以上とし、終了後未会員のフォローを綿密に行ない入会へと結びつける。
- ③開催期間は 1 月～5 月内とし、日時を各单位倫理法人会で決定し「活動計画書」に明記する。
- ④講演会聴講券は、2,000 円以上とし、全ての講演会終了後、助成金と相殺するかたちで講演費 30,000 円を清算する。
- ⑤開催形式は原則、A：事業体験報告＋講演、B：朝礼実演＋講演、C：周年行事＋講演の 3 タイプとし、それ以外の形式で開催を希望する場合は、企画を都道府県役員会上申し、併せて方面長の承認を得ること。

- ⑥倫理研究所が派遣する講師および事業体験報告者の交通費は倫理研究所の負担とする。
- ⑦「倫理経営講演会」を開催する月は「倫理経営基礎講座」及び「経営者の集い」は開催しない。

8. 周年行事など特別な行事の講師派遣

- ①周年行事などを開催する場合、事前に都道府県会長および方面長に相談の上、「講師派遣依頼書」を提出する。
- ②周年行事は、正倫理法人会設立日を起点として5年毎に開催する。
- ③100社を満たしている場合のみ講師を派遣する。 *『倫理法人会活動マニュアル』参照

9. 活力朝礼

朝礼委員会の計画に基づき『職場の教養』を活用した「活力朝礼」実施企業の増大を図る。

- ①都道府県が、「朝礼研修」「活力朝礼コンテスト」「朝礼見学会」などを開催する場合は、積極的に参加し、活力朝礼のさらなる浸透を促す。
- ②自主的に会員企業社員対象の「朝礼研修」を開催する場合は、「朝礼研修」の開催予定を「活動計画書」に明記し、講義・実習は朝礼委員会に依頼する。

10. 清掃活動

日程を決めて「清掃活動」を行ない、環境の美化・浄化に積極的に努める。

IV. 教育の充実

1. 倫理経営基礎講座

「倫理経営基礎講座」を役職者教育の基盤と位置づけ、単位倫理法人会ごとに実施し、本講座の履修を法人レクチャーと倫理経営インストラクターの推薦・審査項目の一つとする。

2. 法人レクチャー研修

法人レクチャーとして「経営者の集い」や「倫理経営講演会」で事業体験報告を行なうため、倫理経営に関する基本的な知識と報告の要領について研修を実施する。

- ①倫理経営講演会の事業体験報告を行なう法人レクチャーの研修については、富士教育センターにて開催する。
- ②新任法人レクチャー研修も同じ日程で富士教育センターにて実施する。

[第一回目]令和2年12月4日(金)~5日(土)

[第二回目]令和2年12月8日(火)~9日(水)

※ 新任法人レクチャーで、上記のどちらの研修にも参加できない場合は、「経営者の集い」へ派遣しない。

令和3年度の法人レクチャーは、都道府県会長と方面長が協議の上推薦し、法人局が選出決定する。令和2年7月下旬を目処に都道府県会長より本人に通知する。なお、人数は原則として前年度と同数とする。

3. 倫理経営インストラクター研修

①倫理経営インストラクター研修

倫理経営インストラクター各々のキャリア、職務に応じた倫理経営に関する基本的な知識の学習と、求められる諸能力の養成を主眼とした研修を富士教育センターで行なう。なお、理事、監事、法人局顧問、法人スーパーバイザー、法人アドバイザーについては、別途4月に「S V・AD会」を開催する。

[法人レクチャラー] 令和3年3月23日(火)～24日(水)

[S V・A D 会] 令和3年4月13日(火)～14日(水)

②新任倫理経営インストラクター認定講座

令和3年度、新たに承認された倫理経営インストラクターは、倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町）で認定証授与式および研修を行なう。

[新 任] 令和2年9月1日(火)～2日(水)

4. 倫理経営指導（倫理指導）

会員は生活上の苦難、また事業目標実現に向けての課題などについて倫理指導を受けることができる。希望者は、事前に（2）の申し込み方法でアポイントを取り、事務局にある「倫理指導票」に必要事項を記入し、指導時に提出する。

（1）倫理指導を行なう講師

倫理指導は、「倫理経営インストラクター」の資格を有する者に受けることができる。以下の講師陣は当資格を有する。

理事、監事、法人局顧問、研究員、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー

なお、上記以外でも倫理経営インストラクター有資格者であれば、倫理指導を受けることができる。

（2）申し込み方法

①出張者

単会等へ出張した講師に倫理指導を申し込む場合は、会長の承認を得て行なう。また、他単会の出張者に申し込む場合は、自単会会長及び出張先の単会会長の了承を得る。その後、講師と日時を調整し、出張先の単会会長に調整した日時を知らせる。

②倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町）

毎週土曜日に行なっている倫理研究所での「倫理指導」を希望する場合は、普及事業部まで事前に電話で申し込む。

5. 現地セミナー・企業講演

（1）都道府県倫理法人会主催の場合

①「都道府県活動計画書」に明記し、原則として令和2年9月末日までに「講師派遣依頼書」を方面長宛にFAXで送信する。

②諸経費の分担については下記の表を参照。

③開催7日前に参加者20名以下の場合は、開催を中止とすることもある。

【現地セミナー料金表】

種 別	期 間	費 用	交通費	会場費・宿泊費
経営者セミナー	1 日	20 万	倫理研究所 負担	主催者負担
	1 泊 2 日	30 万		
幹部社員セミナー	1 日	15 万	倫理研究所 負担	主催者負担
	1 泊 2 日	25 万		
新入社員セミナー	1 日	10 万	倫理研究所 負担	主催者負担
	1 泊 2 日	20 万		

※上記種別を同日程、同所で開催の場合、別途費用。

(2) 企業主催(会員企業に限る)の場合

倫理法人会が要望を受けた場合「講師派遣依頼書」を原則3ヵ月前までに方面長宛にFAXで送信する。諸経費については下記の表を参照。下記(3)企業講演も同様。

【現地セミナー料金表】

種 別	期 間	費 用	交通費・会場費・宿泊費
企業主催セミナー	1 日	20 万	主催者負担
	1 泊 2 日	30 万	

(3) 企業講演

【企業講演料金表】

種 別	時 間	費 用	交通費・会場費・宿泊費
会 員	2 時間以内	5 万	主催者負担
未会員	2 時間以内	10 万	主催者負担

V. 富士教育センター 各種企業セミナー

- ①役職者は、「経営者倫理セミナー」を受講する。
- ②役職者は会員に各種企業セミナーの受講を積極的に勧め、会員企業への純粹倫理の浸透をはかる。
- ③都道府県は「プランニングセミナー」を企画し、積極的に富士教育センターを活用する。
- ④富士教育センターで開催されている「社員倫理セミナー」で発行する「活力朝礼マスター認証書」は、認証された社員が所属する企業内のみ有効とする。

VI. 事務局体制

1. 正確・健全な事務処理

(1) 情報の共有と事務処理の円滑化

「倫理法人会情報共有システム (R.link)」を活用し、法人局と都道府県事務局の連絡、事務処理の円滑化を図る。

【R.link でダウンロードできる主なもの】(26 頁「一覧表」参照)

- ①連絡事項
- ②講師担当
- ③プロフィール：理事、監事、法人局顧問、法人 SV、法人 AD、研究員（法人局及び研修室、他）、名誉研究員、名誉専任研究員
※上記以外は本人に直接問い合わせを

(2) 期限の厳守

「会員管理システム(RMMS)」関連の締め日（毎月、教育業務部より都道府県事務局へ通達）を厳守する。

- ①入会・退会・移籍・口数変更
- ②会費管理
- ③活動報告書

(3) 会員情報管理

- ①入会申込書・退会届・変更届・預金口座振替依頼書等の会員情報に関する重要な書類の保管・管理を徹底する。
- ②上記書類の押印および記入内容のチェックを徹底し、不備をなくす。

(4) 会費滞納会員への対応

単位倫理法人会事務長は会費滞納企業に対して、会長・専任幹事・紹介者と協力して速やかに対応する。長期滞納者への対応は以下の通りとする。

- ①3 ヶ月間滞納の場合 ⇒滞納理由を確認する。請求すべき滞納金は、一定期日までに支払うよう通達し、会員を継続するか否かを確認する。
- ②4 ヶ月間滞納の場合 ⇒一定期日までに支払うべき滞納金を納入しない会員については速やかに退会処理を行なう。
 - *理由なく決断を引き伸ばさない。
 - *未入金 は請求し回収する。

(5) 退会手続きについて

会員より退会の申し出があった場合は、トラブル防止（会費の誤請求等）のため速やかに以下の手順で処理を行なう。

- ①退会の受付は口頭ではなく、必ず書面で倫理法人会事務局宛に提出を促す。
- ②会員から①の退会の連絡を受けた際は、事務局は退会手続きを行なうとともに、速やかに単位倫理法人会会長に報告する。

(6) 会計管理

現金および預金通帳を適正に管理し、入金・出金処理については、正確性・透明性・妥当性を保ち、会計内容全般の健全化を図る。

- ①会計システムへの入力はややかに行い、締め（入力完了）の期限を厳守する。
- ②証憑書類を必着期限までに経理部宛に送付する。
- ③事務長は、締め（入力完了）の期限および証憑書類の必着期限が遵守されるよう努める。
- ④監査は、定期的に現金預金の実査および会計帳簿の通覧を行い、支払（入金）先、支払（入金）内容、金額等の適正性を確認し、監査報告を行う。

その他、会計管理上必要な処理の詳細については証憑書類マニュアル等の各種マニュアルを参照し、役職者および事務局はマニュアルに則りその職務を遂行する。

2. 円滑な事務局運営

- ①事務長は定期的に事務局員の教育指導を行なう。
- ②事務局は、監査の求めに応じて開示できるよう証憑書類は常に整理しておく。
- ③倫理法人会の窓口として、電話応対や接客を丁寧に行なう。
- ④事務局内の清掃、整理整頓を常に心がけ室内の美化に努める。
- ⑤人数に関係なく「活力朝礼」「終礼」を行なう。

3. 事務長・監査・事務局員の研修

- ①都道府県倫理法人会事務長は、倫理法人会事務局の円滑な運営を実現するため、必要に応じて単位倫理法人会事務長事務局員研修を行なう。
- ②都道府県倫理法人会監査は、倫理法人会の健全な会計処理を実現するため、単位倫理法人会監査の指導にあたる。
- ③事務長・監査・事務局員研修を法人局に依頼する場合は、研修内容・日時を明記し、3ヵ月前までに「講師派遣依頼書」を方面長宛に提出する。対象者は原則全員参加とし、出席予定人数が著しく少ない場合、依頼を断る場合がある。
- ④研修開催希望がなくても、必要に応じて法人局や経理部より出張する場合がある。
※詳細は、「令和3年度事務長・監査・事務局員研修開催要領」を参照のこと

Ⅶ. 禁止事項

1. 倫理法人会組織での商行為の禁止、政治活動・他団体への勧誘禁止

倫理法人会においては、一切の商取引、宗教・政治活動への勧誘、他団体への勧誘、その他PR活動を禁止する。

活動の円滑な運営の妨げとなり、ひいては会の信頼が失墜することのないように役職者が厳正に対応する。

本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。
また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

(『倫理法人会規程』第26条)

2. 会員間の金銭の貸借

会員間の金銭の貸借は、当事者間の人間関係を悪化させるばかりでなく、倫理法人会の健全な組織活動の妨げとなるので厳に慎む。

会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

(『倫理法人会規程』第11条)

3. 会員に対する現金（金券類含む）支出の禁止

倫理法人会が有する現金・預金は、倫理法人会員の会費が原資であり、純粋倫理の学習・会合・普及などの諸活動に使用するための資金である。従って、会員へ報奨金・慰労金などの名目で現金及び金券類を支出することは、団体の性格上、適正とは言えず、慶弔費・交通費・講師費以外の会員に対する支出は認められない。

具体的には下記のような現金及び金券類の支出を禁止している。

①普及奨励賞、普及成約賞、功労賞などの名目で会に貢献された方への支出

②MS 皆勤賞、誕生日祝、その他イベントの景品としての支出

③会員への還元及び寄付

※金券類：商品券・図書券など

4. 録音・録画・写真撮影

録音・録画・写真撮影及び、講演・講話内容をSNS・会報などに掲載する場合は、必ず事前に講師の承諾を得る。

諸行事の集合写真やスナップ写真をSNSなどへ掲載する場合も同様に、被写体（後ろ姿であっても）となる方々に事前に掲載許可を得る。会以外の個人によるSNSなどへの掲載も同様に許可を得た写真・動画・音声のみとする。

くれぐれも無断で使用しないよう経営者モーニングセミナー時の連絡事項など、各行事にて全ての来場者に周知する。

Ⅷ. その他の事項

1. 倫理研究所発行の著作物の転載

倫理研究所が発行する著作物に掲載されている写真など（創始者の写真・書道作品を含む）を倫理法人会が発行する記念誌・記念品、また個人が編集発行する冊子などに転載する場合は事前に方面長に相談する。

2. 家庭倫理の会との関わり

①「倫理経営講演会」

家庭倫理の会へのチケット販売を組織的に行なわない。

②「経営者モーニングセミナー」

ア、家庭倫理の会会員へ参加を呼びかけない。

イ、家庭倫理の会主催行事のPR、チケット販売は行なわない。

3. 選挙への立候補・選挙運動

①役職者および会員が公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。2. 本会の役職者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。 |
|--|

（『倫理法人会規程』第27条）

②会の費用で立候補者主催の講演会チケット等の購入は行なわない。

③祝電について

ア、会員または都道府県及び単位倫理法人会の顧問を対象とする。

イ、当選の時点で国会議員には倫理研究所より打電する。都道府県知事・市区長を含む地方議会議員は必要に応じて地元倫理法人会より打電する。

ウ、内閣組閣時の祝電は、大臣・副大臣に限り倫理研究所より打電する。政務官、補佐官については所属の都道府県で対応する。

4. 役職

①当局の全会員役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。但し、法人局顧問、法人スーパーバイザー・法人アドバイザーの相談役との兼務、並びに、法人レクチャラーの倫理法人会の役職との兼務は除く。

②本会の全役職者の推薦並びに年度途中での役職者の新任追加は、以下の要件を満たすことを要す。但し新設の倫理法人会の場合は除く。

ア、原則として入会1年以上

イ、経営者モーニングセミナーに出席している

ウ、会費を滞納していない

③倫理法人会の全役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。

④本会の全役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし会長が留任する場合は、原則として3年を限度とする。

*『倫理法人会役職者必携』参照

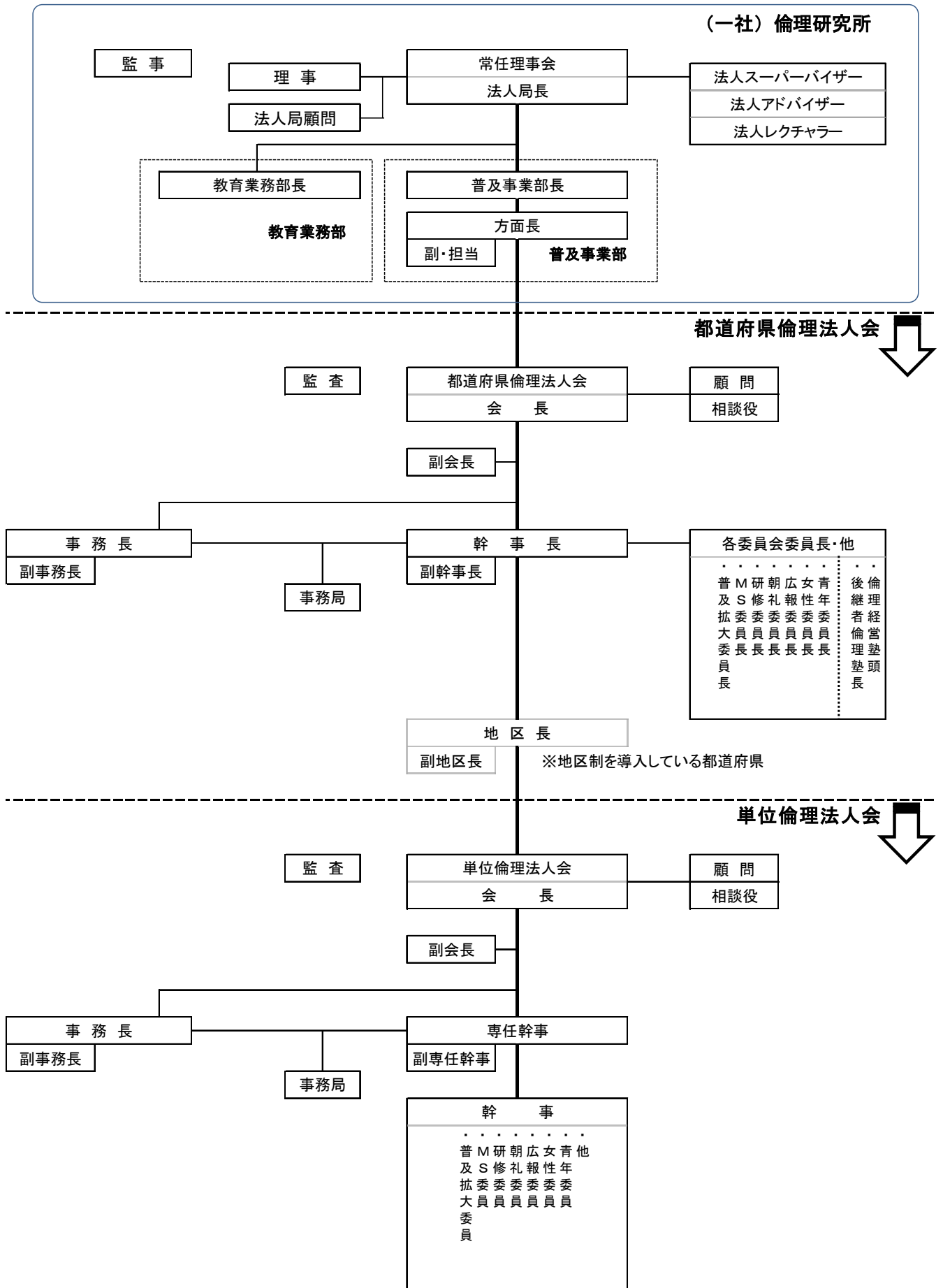
5. 倫理 17000

- ①新規及び更新審査の厳正化を図り、資格価値を高める。
- ②定期的に調査員による企業訪問を行なう。

6. 文化活動

- ①都道府県は、既存の「秋津書道会」「しきなみ短歌会」（共に支苑と称する）を運営し、会員に文化・芸術に親しむ場を提供する。
- ②各支苑のお世話役には「〇〇支苑 秋津世話役」「〇〇支苑 しきなみ世話役」の辞令を交付する。尚、申請の際は各単会の役職者名簿の幹事の最後に明記する。
- ③「秋津書道会」「しきなみ短歌会」両支苑の新設は行わない。

倫理法人会組織図



令和3年度 法人スーパーバイザー（SV）一覧

北海道・東北方面		
1	大村 秀明	北海道
2	佐々木 正博	岩手県
3	齊藤 実	秋田県
4	鈴木 隆一	山形県
5	川崎 博祐 ※	福島県
6	丸山 弘	福島県
関東・甲信越方面		
7	佐藤 英夫	茨城県
8	真行寺 廣始	茨城県
9	遠藤 就子	栃木県
10	福田 康生	栃木県
11	大村 義之	山梨県
12	中村 八恵子	長野県
13	三石 博明	長野県
首都圏方面		
14	小滝 敏郎	埼玉県
15	清水 良朗	埼玉県
16	秋葉 邦男	千葉県
17	浅野 洋一	千葉県
18	田中 保生	千葉県
19	花野井 勝浩	千葉県
20	吉田 平 ※	千葉県
21	工藤 直彦	東京都
22	川内 美喜男	神奈川県
東海・北陸方面		
23	中崎 行雄	石川県
24	伊藤 勇二	福井県
25	加藤 景司	岐阜県
26	長田 辰美	静岡県
27	影山 伸和 ※	静岡県
28	河合 伴治	愛知県

近畿方面		
29	新庄 昇	滋賀県
30	大池 俊生 ※	京都府
31	中西 通夫	京都府
32	木村 雅	大阪府
33	佐藤 福男	大阪府
34	田畑 章	大阪府
35	栗山 章	兵庫県
中国・四国方面		
36	井戸垣 昌延	鳥取県
37	福井 龍介	鳥取県
38	常松 栄	島根県
39	松森 悦子	広島県
40	松本 浩之	山口県
41	高木 正江	愛媛県
42	松本 一志	愛媛県
43	久万田 昌弘	高知県
44	西森 義信	高知県
九州・沖縄方面		
45	中尾 達弥 ※	福岡県
46	寺崎 晃嘉	佐賀県
47	福岡 敬貢	佐賀県
48	土井 幸喜	長崎県
49	永木 保史	長崎県
50	鶴田 芳男	宮崎県
51	天野 純一	鹿児島県
52	岩田 三千生	鹿児島県
53	塩川 哲郎	鹿児島県
54	石川 元章	沖縄県
55	神谷 善高	沖縄県

※印は新任

令和3年度 法人アドバイザー（AD）一覧

北海道・東北方面		
1	朝倉 幹雄	北海道
2	近田 雄一	青森県
3	三田 望	岩手県
4	盛田 良次	秋田県
5	伊藤 俊郎 ※	宮城県
6	原田 善征	宮城県
7	中村 恒一	山形県
8	青木 信博	福島県
関東・甲信越方面		
9	大久保 あい子	茨城県
10	大橋 俊作	茨城県
11	鹿島 節子	茨城県
12	小山 久雄	茨城県
13	中嶋 章浩	茨城県
14	平野 健二	茨城県
15	森 誠 ※	茨城県
16	若楨 正子	茨城県
17	野口 起生	栃木県
18	最上 勝弘	栃木県
19	岡村 建一	群馬県
20	宮坂 政宏	群馬県
21	磯田 サヨ	新潟県
22	澤 秀一郎	新潟県
23	山岸 正勝	新潟県
24	古屋 哲男	山梨県
25	熊谷 加舟	長野県
26	小山 秀一	長野県
27	安江 高治	長野県
首都圏方面		
28	大熊 富夫	埼玉県
29	岡庭 武利	埼玉県
30	金子 袈裟己	埼玉県
31	河野 武彦	埼玉県
32	齊藤 和子	埼玉県
33	柴崎 猛	埼玉県
34	三上 忠男	埼玉県
35	畔高 敦司	千葉県
36	荒井 久満	千葉県
37	佐藤 光央	千葉県
38	戸田 栄造 ※	千葉県
39	能野 恵美子	千葉県
40	藤本 定明	千葉県
41	増田 彰司	千葉県
42	渡辺 光男	千葉県
43	五十嵐 勝昭	東京都
44	小倉 裕美 ※	東京都
45	小林 桂子	東京都
46	関口 宇一	東京都
47	中野里 孝正	東京都
48	日高 新作	東京都
49	横田 保	東京都
50	小野寺 明美	神奈川県
51	宮井 エイ子	神奈川県
52	山崎 貞雄	神奈川県
東海・北陸方面		
53	島 良明	岐阜県
54	山田 憲市	静岡県
55	角田 恭恵	愛知県
56	松尾 隆徳	愛知県
57	村山 明子	愛知県
58	遠藤 洋徳	三重県
近畿方面		
59	藤原 忠生	京都府
60	山路 卓司	大阪府
61	津々木 昭子	兵庫県
中国・四国方面		
62	大谷 公夫	島根県
63	森脇 慎一	島根県
64	飯塚 秀夫	広島県
65	松本 忠	徳島県
66	徳永 孝明	香川県
67	二川 正志	香川県
68	岡田 紀夫	愛媛県
九州・沖縄方面		
69	浅井 美行	福岡県
70	大江 義夫	福岡県
71	大津 正和	福岡県
72	岩永 研一	熊本県
73	緒方 一義 ※	熊本県
74	宍倉 渉	熊本県
75	加藤 公利	大分県
76	佐藤 博治	大分県
77	宮崎 文男	大分県
78	上杉 兼祺	宮崎県
79	宇都 要一	鹿児島県
80	比嘉 八重子	沖縄県

普及活動のあり方

1、普及活動の心得

- ①訪問先の益々の繁栄・発展を願い、心を込めてお勧めしましょう。
- ②入会の有無に関わらず爽やかな対応を心掛けましょう。
- ③普及は自己成長の場と捉えて、明るく笑顔で元気に取り組みましょう。

2、訪問日と訪問時間帯

先方の業種・業態を考慮し、事前に連絡を取って訪問日と訪問時間帯を決めてください。先方の都合を考えずに長時間滞在したり、訪問時間に遅れる、連絡を取らず突然に訪問する、始業前や終業後に訪問をするなどの行為は慎んでください。また、月曜日、土日祝日、盆や年末年始などの訪問は先方に迷惑をかけることがあるため、控えるようにしましょう。

3、訪問人数

訪問する人数については、紹介者を含めて2名程度とし、大人数で押しかけるのは慎みましょう。

4、持参品

倫理法人会の活動が一目でわかるような資料（「倫理法人会案内」「職場の教養」「万人幸福の栞」「都道府県の広報誌」「入会申込書」）など、その他必要と思われるパンフレットやリーフレットを持参してください。

5、説明内容

倫理法人会の活動や学習内容、具体的な会員企業の成功例（朝礼を取り入れて社風がよくなった、社員のモチベーションがアップした、継承問題がスムーズに運んだ・・・）などを懇切丁寧に説明してください。

また、倫理法人会入会の基本情報（会費、『職場の教養』の贈呈、無料で参加できる行事の紹介、朝礼指導、教育施設受講の割引制度、入退会の仕組み・・・）などの説明に漏れがないようお願いいたします。

6、訪問後の対応

- ①経営者モーニングセミナー等、諸活動の見学を勧めてください。
- ②活動案内のファックスやメール配信をしてもよいかどうかを確認してください。

7、その他

- ①仕事上の力関係を利用し、入会の強要・強制はしないでください。
- ②訪問の際には自社の営業活動、政治・宗教に関わる話はしないでください。
- ③訪問先が反社会勢力に属したり関与するなどの可能性がある場合は、入会をお勧めしないでください。

都道府県別人口と企業数

(単位:人・社)

方面	都道府県	総人口	企業数
北海道・東北	北海道	5,383,579	141,669
	青森県	1,308,649	39,867
	岩手県	1,279,814	37,306
	秋田県	1,022,839	33,126
	宮城県	2,334,215	59,458
	山形県	1,122,957	38,790
	福島県	1,913,606	58,708
関東・甲信越	茨城県	2,917,857	79,542
	栃木県	1,974,671	60,157
	群馬県	1,973,476	65,007
	新潟県	2,305,098	76,279
	山梨県	835,165	30,715
	長野県	2,099,759	73,325
首都圏	埼玉県	7,261,271	161,613
	千葉県	6,224,027	121,018
	東京都	13,513,734	417,988
	神奈川県	9,127,323	188,015
東海・北陸	富山県	1,066,883	34,706
	石川県	1,154,343	40,519
	福井県	787,099	29,255
	岐阜県	2,032,533	70,820
	静岡県	3,701,181	120,024
	愛知県	7,484,094	208,948
	三重県	1,815,827	51,570
近畿	滋賀県	1,413,184	34,667
	京都府	2,610,140	79,214
	大阪府	8,838,908	271,936
	兵庫県	5,536,989	145,054
	奈良県	1,365,008	31,557
	和歌山県	963,850	34,394
中国・四国	鳥取県	573,648	16,088
	島根県	694,188	22,191
	岡山県	1,922,181	52,472
	広島県	2,844,963	83,126
	山口県	1,405,007	38,987
	徳島県	756,063	25,369
	香川県	976,756	30,935
	愛媛県	1,385,840	43,577
	高知県	728,461	25,025
九州・沖縄	福岡県	5,102,871	135,389
	佐賀県	833,245	24,459
	長崎県	1,377,780	41,846
	熊本県	1,786,969	47,877
	大分県	1,166,729	34,752
	宮崎県	1,104,377	34,855
	鹿児島県	1,648,752	49,970
	沖縄県	1,434,138	47,168
合計		127,110,047	3,589,333

出典：

人口(H27年)……「平成27年国勢調査 人口速報集計(要計表による人口集計)結果」(総務省統計局ホームページより)

企業数(H28.6データ)……「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業員数(民営、非一次産業、2016年)」

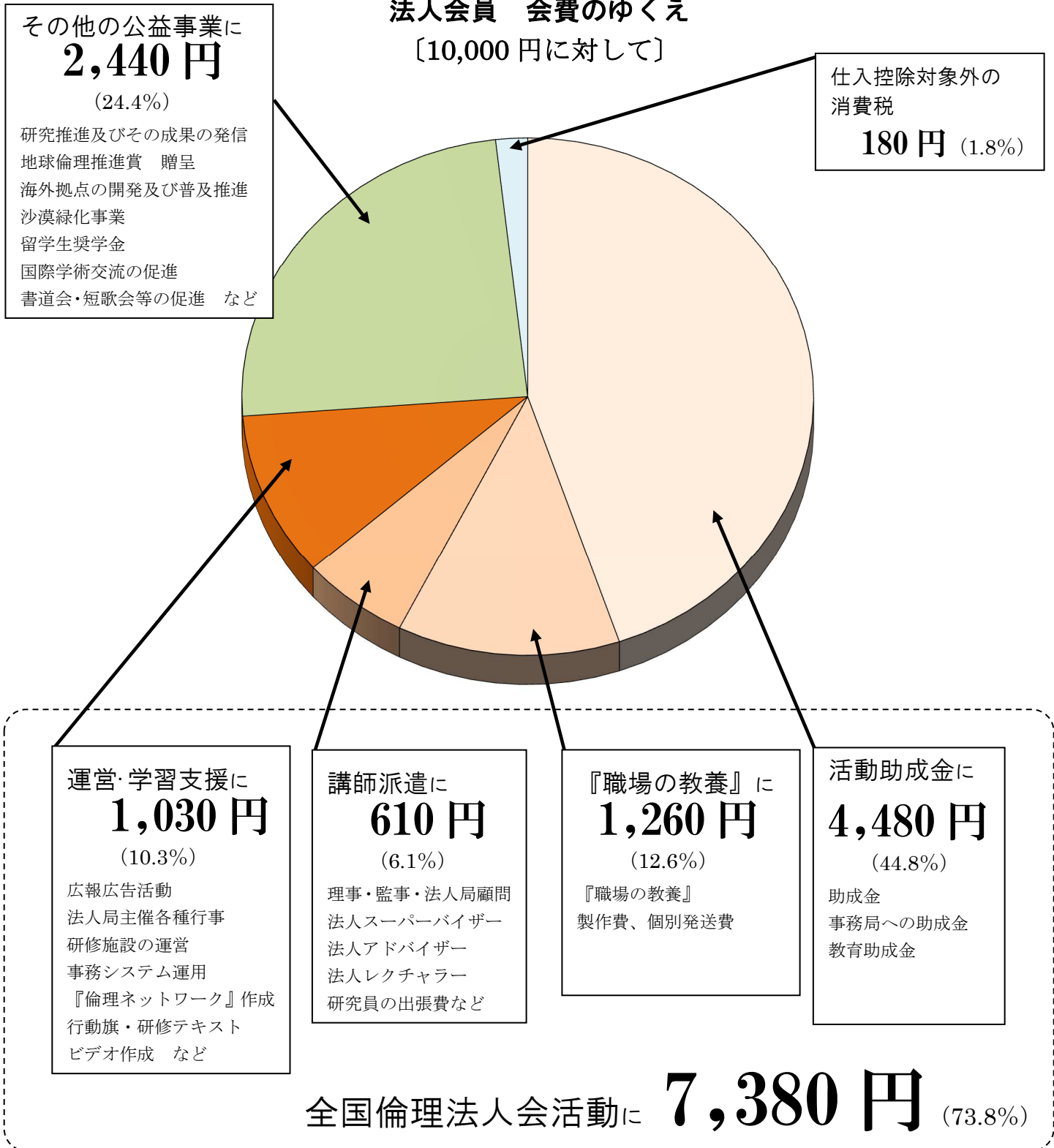
(中小企業庁ホームページより)

会費の使途

皆様の会費はこのように使われます

〔令和3年度〕

法人会員 会費のゆくえ
〔10,000 円に対して〕



令和3年度予算をもとに作成いたしました。

倫理研究所の公益事業については公式ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp> をご参照ください。

【R.link でダウンロードできる主なもの】

項目	添付データ
設立・開設関係	<input type="checkbox"/> 倫理法人会事務局住所等変更連絡表 <input type="checkbox"/> 倫理法人会名称変更届 <input type="checkbox"/> 倫理法人会統廃合申請書 <input type="checkbox"/> 倫理法人会設立・開設認可願
備品関係	<input type="checkbox"/> 固定資産購入の手引き <input type="checkbox"/> 備品申請書 <input type="checkbox"/> 倫理経営基礎講座テキスト 発送依頼申請書
活動報告書	<input type="checkbox"/> 活動報告書
後継者倫理塾	<input type="checkbox"/> 開塾に関する資料 <input type="checkbox"/> 開催に関する資料他
役職者名簿関係	<input type="checkbox"/> 役職者名簿用紙 <input type="checkbox"/> 役職者推薦書 <input type="checkbox"/> 役職者名簿作成・登録上の注意事項 <input type="checkbox"/> 役職者の定員と条件 <input type="checkbox"/> 役職者名簿作成について
経営者の集い関係	<input type="checkbox"/> 「経営者の集い」開催報告書
倫理経営講演会関係	<input type="checkbox"/> 倫理経営講演会開催要領 <input type="checkbox"/> 倫理経営講演会全体配布資料 <input type="checkbox"/> 倫理経営講演会開催報告書 <input type="checkbox"/> 進行台本
連絡事項	<input type="checkbox"/> 各方面別・方面共通連絡事項
活動方針書	<input type="checkbox"/> 令和〇〇年度活動計画書・倫理経営講演会計画立案について <input type="checkbox"/> 倫理法人会活動方針書 <input type="checkbox"/> 活動計画書
富士研関連	<input type="checkbox"/> 「経営者セミナー」集団受講希望調査書類一式
辞令交付式関連	<input type="checkbox"/> スローガン斉唱要領 <input type="checkbox"/> 辞令交付式開催要領
その他	<input type="checkbox"/> 倫理指導票 <input type="checkbox"/> 国政選挙当選者連絡表 <input type="checkbox"/> 褒章受章連絡表 <input type="checkbox"/> 訃報届 <input type="checkbox"/> 講師派遣依頼書 <input type="checkbox"/> ホームページガイドライン <input type="checkbox"/> 講師プロフィール

主要行事と出席対象者

行事名		開催日	対象者
新任倫理経営インストラクター 認定講座		令和2年9月1日(火)～2日(水)	令和3年度 新任倫理経営インストラクター
後継者倫理塾塾長・運営委員長会		令和2年10月16日(金)～17日(土)	後継者倫理塾塾長・運営委員長
定時社員総会		令和2年11月20日(金)	理事、監事、法人SV、 都道府県会長
全国倫理法人会代表者大会 (仮称)		令和2年11月20日(金)～21日(土)	理事、監事、法人顧問、 法人SV・AD [都道府県] 会長、直前会長、幹事長、事務長、 地区長、普及拡大委員長 [単会] 会長 [倫理17000 認定企業] 代表者1名
倫理経営講演会事業体験報告者研修 & 新任法人レクチャラー研修		①令和2年12月4日(金)～5日(土)	
		②令和2年12月8日(火)～9日(水)	
倫理経営講演会 講師勉強会		令和2年12月17日(木)～18日(金)	倫理経営講演会 講師
方面会	首都圏方面	令和3年2月1日(月)～2日(火)	[都道府県] 会長、幹事長、事務長 普及拡大委員長、地区長 [単会] 会長、専任幹事
	北海道・東北方面	令和3年2月3日(水)～4日(木)	
	近畿方面	令和3年2月5日(金)～6日(土)	
	東海・北陸方面	令和3年2月8日(月)～9日(火)	
	中国・四国方面	令和3年2月10日(水)～11日(木)	
	関東・甲信越方面	令和3年2月12日(金)～13日(土)	
	九州・沖縄方面	令和3年2月17日(水)～18日(木)	
倫理経営インストラクター研修		令和3年3月23日(火)～24日(水)	法人レクチャラー
SV・AD会		令和3年4月13日(火)～14日(水)	理事、監事、法人局顧問 法人SV、法人AD
令和4年度倫理法人会活動方針説明会		令和3年6月18日(金)～19日(土)	理事、監事、法人局顧問、法人SV・AD 都道府県 会長、幹事長
新任法人スーパーバイザー研修		令和3年8月20日(金)～21日(土)	令和4年度 新任法人SV

沙漠緑化隊

第11次(通算74次) 沙漠緑化隊	令和3年6月6日(日)～12日(土)	※日程変更の可能性あり
第12次(通算75次) 沙漠緑化隊	令和3年7月4日(日)～10日(土)	※日程変更の可能性あり

令和3年度 主要行事

	令和2年9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
法人局 主要行事	新任倫理経営 インストラクター認定講座 1日(火)～2日(水) [倫理研究所]	後継者倫理塾 塾長運営委員長会 16日(金)～17日(土)	全国倫理法人会代表者大会 20日(金)～21日(土) [グラントプリンスホテル新高輪]	倫理経営講演会 事業体験報告者研修& 新任法人レクチャー研修 ① 4日(金)～5日(土) ② 8日(火)～9日(水) [富士高原研修所]		方面会 首都圏 1日(月)～2日(火) 北海道東北 3日(水)～4日(木) 近畿 5日(金)～6日(土) 東海北陸 8日(月)～9日(火) 中国四国 10日(水)～11日(木) 関東甲信越 12日(金)～13日(土) 九州沖縄 17日(水)～18日(木)	倫理経営 インストラクター研修 (法人レクチャー) 23日(火)～24日(水) [富士高原研修所]	SV・AD会 13日(火)～14日(水)			令和4年度倫理法人会 活動方針説明会 18日(金)～19日(土)			新任法人SV研修 20日(金)～21日(土)
								倫理経営講演会 講師勉強会 17日(木)～18日(金) [新横浜プリンスホテル]						
倫理研究所 主要行事	倫理運動創始 75周年記念式典 3日(木) [本部]	第3回富士ホリオンアワード オララム 25日(日) [富士研]	定時社員総会 20日(金) [グラントプリンスホテル新高輪]	創始者丸山敏雄先生 没後69年追仰式 14日(月)			第16回しきなみ子供 短歌コンクール表彰式 21日(日) [本部]	監事監査 *令和3年度上期 16日(火)	第73次沙漠緑化隊 青年隊 29日(木)～5/5日(水) [アブチ沙漠]	定例理事会 *令和4年度事業計画 26日(水)	第74次(ウランブ)ハ11次 沙漠緑化隊 6日(日)～12日(土) [ウランブハ沙漠]	第75次(ウランブ)ハ12次 沙漠緑化隊 4日(日)～10日(土) [ウランブハ沙漠]		
	物故職員奉恩式 24日(木) [多磨霊園]	監事監査 *令和2年度期末 28日(水) 9:30～10:40			物故会員功労者奉恩式 25日(木) [多磨霊園]			物故会員功労者奉恩式 25日(木) [多磨霊園]						
		定例理事会 28日(水) 11:00～12:15					第24回地球倫理 推進賞贈呈式 29日(月) [未定]							



所属

氏名